

令和6年1月25日

令和5年度第10回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年1月25日(木)

午後1時30分開会～午後2時20分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 301 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第54号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第55号 農用地利用集積計画の承認について

4. 出席農業委員(25名)

1番 菅原 ひろみ 委員	2番 小野寺 正 晃 委員
3番 布塚 幸子 委員	4番 中本 奈美 委員
5番 白川 知則 委員	6番 高橋 順子 委員
7番 佐々木 ひろ子 委員	8番 櫻井 正幸 委員
9番 齋藤 真理子 委員	10番 菅原 清一 委員
11番 佐々木 正彦 委員	12番 下山 信行 委員
13番 高橋 英理子 委員	14番 只埜 和臣 委員
15番 鈴木 至 委員	16番 佐藤 裕之 委員
17番 佐藤 伸幸 委員	18番 佐々木 俊通 委員
20番 中森 昭悦 委員	21番 中鉢 守 委員
22番 菅原 まり子 委員	23番 今野 久男 委員
24番 中條 泰洋 委員	25番 熊谷 安正 委員
26番 佐々木 政直 委員	

5. 出席農地利用最適化推進委員(なし)

6. 欠席委員(1名)

19番 佐々木 大 委員

7. 遅刻委員(1名)

1番 菅原 ひろみ 委員

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長	千葉 晃一	事務局次長	藤本 将寛
事務局長補佐	星 充浩	事務局長補佐	真田 賢一
主幹兼係長	石垣 佳子	主幹兼係長	今野 春樹
主事	岡田 隼弓	再任主査	荻野 信男
事務所長	佐々木 賢	主幹兼係長	大沼 淳子
主事	三塚 裕介	再任主査	高橋 清一

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和5年度第10回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、19番佐々木大委員でございます。また、1番菅原ひろみ委員からは遅刻の届出がございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第10回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。9番齋藤真理子委員，15番鈴木至委員にお願いします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、星充浩事務局次長補佐を指名します。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局次長補佐）

〔報告1～2の説明〕

（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告2の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

15番です。報告2番号20番，21番について質問させていただきます。盛土はしないようですが、土地の形質を変えずに現状変更を行うのでしょうか。詳しい内容を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

盛土はせず、農地に農業用倉庫及び散水用貯水タンクを設置するものとなります。盛土はしないと届出人から伺っております。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

転用にあたらぬ理由は、200 平方メートル以内の農業用施設だからでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

200 平方メートル以内ですので、農地現状変更届出のみとなります。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

番号 21 番の土地利用に関してですが、散水用貯水用タンクの使用用途を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

雨水を溜める貯水用タンクで、ユーカーリを栽培するためと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員、よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号

172 番から 195 番までの 24 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 51 号番号 172 番から 195 番までの 24 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。12 番委員。

12 番（下山信行委員）

12 番です。番号 174 番，175 番について質問させていただきます。譲受人の経営面積が約 5,000 平方メートルに対して貸付面積が 10 倍以上ございますが，どのような経緯で売買となったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

譲受人の経営面積の内訳ですが，貸付については，譲受人が経営している法人への貸付となっております。

議長（佐々木政直会長）

12 番委員，よろしいでしょうか。

12 番（下山信行委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

15 番です。番号 178 番，179 番について質問させていただきます。譲受人は新規就農で遠隔地からの営農となりますが，営農計画を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

番号 178 番は蕎麦，番号 179 番は水稻と蕎麦を作付けすると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

15番委員，よろしいでしょうか。

15番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第172号番号195番までの24か件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，番号172番から195番までの24か件について，許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第52号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について，番号12番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしく申し上げます。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。1月24日水曜日午前9時より，3番委員，4番委員，5番委員，の3名と事務局1名で現地調査をしましたので，調査報告いたします。番号12番を3番委員，報告をお願いします。

3番（布塚幸子委員）

3番です。番号12番を報告いたします。転用目的は，貸駐車場19台分として利用するものです。申請地周辺の状況は，北側が道路を挟んで商業施設，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可で

きるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理と既存のU字溝へ流します。土砂流出対策については、当該地に隣接する水路と高さを合わせて土盛りを行うため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第52号番号12番の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第52号番号12番の1か件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第52号番号12番の1か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号110番から113番までの4か件のうち、番号112番の1か件は議案第54号番号29番の1か件と関連することから、この1か件を議案第54号で併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第53号番号110番、111番の2か件と番号113番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。



11番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

11 番です。それでは現地調査報告いたします。番号 110 番，111 番を 4 番委員，報告をお願いします。

4 番（中本奈美委員）

4 番です。番号110番を報告いたします。転用目的は，居宅 1 棟，駐車場 3 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，西側が道路を挟んで畑，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，除草管理され果樹が植えてありました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は既存の U 字溝へ流し，生活排水は公共下水道を利用します。土砂流出対策については，平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号111番を報告いたします。転用目的は，駐車場 7 台分として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側と南側が宅地，西側が駐車場，北側が道路を挟んで田でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理と既存の水路へ流します。土砂流出対策については，土留め擁壁を設置することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号113番を 5 番委員，報告をお願いします。

5 番（白川知則委員）

5 番です。番号113番を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル176 枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，四方が畑でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する 10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第53号番号110番，111番の2か件と番号113番の1か件を合わせた3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第53号番号110番，111番の2か件と番号113番の1か件を合わせた3か件について，意見相当と認め県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第53号番号110番，111番の2か件と番号113番の1か件を合わせた3か件について意見相当と認め，県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第54号農地転用事業計画変更承認申請について，番号29番の1か件と関連する議案第53号番号112番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしく申し上げます。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号29番と関連する議案第53号番号112番を5番委員，報告をお願いします。

5番（白川知則委員）

5番です。番号112番を報告いたします。転用目的は居宅1棟，駐車場4台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，四方が宅地でございました。申請地の管理状況は，平成18年に転用許可され，盛土し整地されておりました。農地区分は，おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は既存

のU字溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第54号番号29番の1 案件と関連する議案第53号112番の1 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。17番委員。

17番（佐藤伸幸委員）

17番です。番号29番の計画変更の内容で、新たな計画により変更承認を申請するものとありますが、計画内容を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

新たな計画にあたるものは、番号112番の議案となります。

議長（佐々木政直会長）

17番委員，よろしいでしょうか。

17番（佐藤伸幸委員）

了解しました。

その議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第54号番号29番の1 案件と関連する議案第53号番号112番の1 案件について、意見相当と認め県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第54号番号29番の1 案件と関連する議案第53号番号112番の1 案件について、意見相当と認め県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第55号農用地利用集積計画の承認について、番号453番から490番までの38  
か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第55号番号476番から478番までの3か件については、■■番委員が関係する  
案件でございます。この3か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご  
異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第55号番号476番から478番までの3か件について、先に  
審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の  
制限により、■■番委員は当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終  
了後に入室、着席願います。■■番委員退席願います。

[■■番 ■■■■■■■■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第55号番号476番から478番の3か件について、質疑を承り  
ます。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第55号番号476番から478番までの3か件につい  
て、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第55号番号476番から478番までの3か件について承認い  
たします。■■番委員の入室を認めます。

[■■番 ■■■■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

議案第55号番号487番から489番の3か件については、■■番委員が関係する案件  
でございます。この3か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第55号番号487番から489番までの3件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。■番委員退席願います。

〔■番 ■■■■■委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

審議を進めます。議案第55号番号487番から489番の3件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第55号番号487番から489番の3件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第55号番号487番から489番の3件について承認いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■■■■■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第55号番号453番から475番までと、番号479番から486番までと、番号490番を合わせた32件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第55号番号453番から475番までと、番号479番から486番までと、番号490番を合わせた32件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第55号番号453番から490番までの38か件について承認し、市に通知いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これを持ちまして、令和5年度第10回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時20分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和6年1月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 齋 藤 真理子

委 員 鈴 木 至